

○市町村へ移譲した鳥獣保護管理法関連事務（法改正後）

（濃い色の部分が市町村長へ移譲した事務）

※法律：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 省令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

		法令等の条文	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可 【法第9条第1項関係】	飼養の登録【法第19条第1項関係】
鳥獣の種類		法第2条第7項 規則第3条	対象狩猟鳥獣	対象狩猟鳥獣(法第2条第7項、規則第3条) ※法第19条第1項の規定により飼養の登録不要
		法第2条第1項	ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ (メスに限る。)	その他の鳥獣
			その他の鳥獣	
捕獲等の目的		法第9条第1項	学術研究の目的	学術研究の目的
			保護の目的 【第一種特定鳥獣保護計画】 【鳥獣の保護に係る行政事務の遂行】 【傷病により保護を要する鳥獣の保護】	保護の目的 【第一種特定鳥獣保護計画】 【鳥獣の保護に係る行政事務の遂行】 【傷病により保護を要する鳥獣の保護】
			管理の目的 【有害鳥獣捕獲】【第二種特定鳥獣管理計画】	管理の目的 【有害鳥獣捕獲】【第二種特定鳥獣管理計画】
	その他環境省令で定める目的	規則第5条第1号	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園その他これに類する施設における展示
		規則第5条第2号	愛がんのための飼養	愛がんのための飼養
		規則第5条第3号	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
		規則第5条第4号	鵜飼漁業への利用	鵜飼漁業への利用
	規則第5条第5号	伝統的な祭礼行事等への利用	伝統的な祭礼行事等への利用	
	規則第5条第6号	前各号のほか、鳥獣の保護その他公益上の必要があると認められる目的	前各号のほか、鳥獣の保護その他公益上の必要があると認められる目的	